

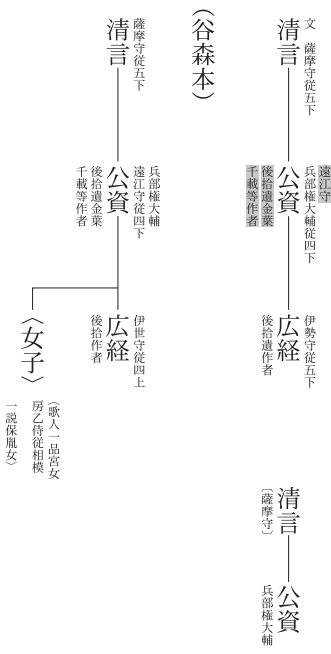
# 寒河江系『大江氏系図』の成立と史料的价值について（下）

佐々木 紀一

## 八、大江氏系図諸本の関係（四）——脇坂系本と谷森系本・寒河江系本との関係——

脇坂本・寛永本が、寒河江系本よりも谷森系本、特に谷森本に近い事は明瞭である。Aでは、

（系図二十一）◇は類従本による。美濃本に近い。○は天文本（脇坂本）  
（永正本・天文本）



とある、広経及び綱掛けの脇書で一致するのは谷森本である（続人本は網掛部分なく、類従本・美濃本は網掛部分がないか脇坂本と一致しない）。又、

（系図二十二）（類従本傍線なし。美濃本は「彈正少弼」。天文本は〇なし）



とあるが、忠房を寒河江系本は持たない。更に毛利氏で師雄と経光を別人とするのが谷森本であるから、脇坂祖本が『毛利家系図』に取り合はせたのは谷森本に近い本であつたと推定出来る。

## 九、大江氏系図諸本の関係（五）——谷森系本と寒河江系本——



（谷森本）（脇坂本は二）を欠く。傍線は「兵衛」



を比較するに、永正本が高重の諱を掲載してゐない。（系図一）の備前守満教の諱を永正本が空白としたが、谷森本は天文本と同じであつたから、永正本が古態を残すと判断される。更に掲載人物（広重・広秋親子）・脇書で、谷森本は天文本に近似する。また谷森本の元高の脇書「大船」は天文本では戒名の一部である。寒河江近辺に「大船」の地名が無い事からしても谷森本の本文は、天文本の本文を誤つたと見る事が出来る。また谷森本が毛利経光を師雄と別人にする事も、同一人の旨の永正本の脇書を落とした天文本に拠つた為の増補と説明出来よう。故に谷森本は天文本に近い寒河江系本の一本より、B・Cを略述したと見て良い。但し前述のA部の寒河江系本との相違点の中、寒河江系本の清言兄弟の接続の誤りは、谷森本が正しい姿を留めてゐるとして良いだらうが、寒河江系本にない人物・家系・脇書については、谷森本が増補したか、或は谷森本が古態を保つか、更なる検討が必要となるだらう。

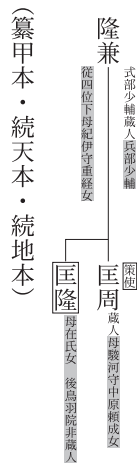
十、大江系図諸本の関係（六）——寒河江系本と諸家系図纂甲本——

谷森本・脇坂祖本が後出で、寒河江系本がその祖本により近い形態を残すと判断する訳だが、寒河江系本との関係を無視出来ないのが諸

家系図纂の甲本（纂甲本）である。何故ならば寒河江系本と纂甲本のみに共通する記事があるからである。

（系図二十五）

（永正本）（網掛けは天文本・脇坂本・谷森本になく、囲みは天文本にない）



（纂甲本・続天本・続地本）

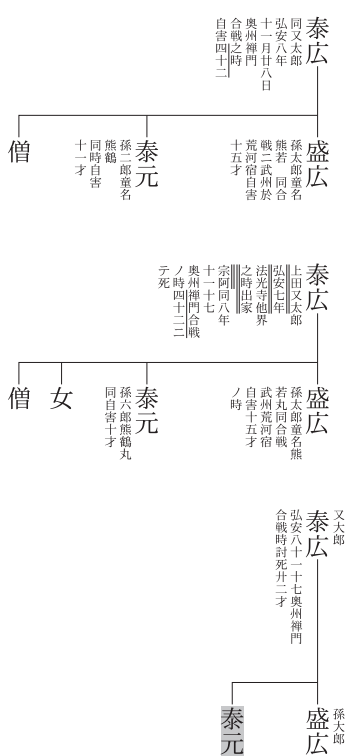


の母の注記が永正本に近似するのである。またBの上田氏で、（系図二十六）（網掛は脇坂本により補）

（永正本）

（天文本）

（谷森本）



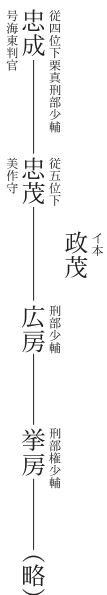
(纂甲本) (統天本同。統地本は盛広兄弟掲載せず)



と、泰広の享年を四十二才とし、その子の泰元の自害記事(傍線)を持つのが纂甲本と寒河江系本で、更に泰広の出家年時と法名(二重線)を持つ点、纂甲本に一致するのが天文本である。その他にも広元兄弟に時房を吊る点、康茂の脇書「山城守」等、寒河江系本との一致を指摘出来る。

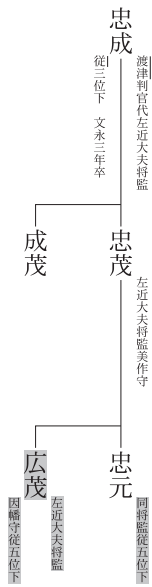
しかし纂甲本の内容が寒河江系本・谷森本・脇坂本(寛永本)と異なる点は、Aで広国流・時棟流・維光流を持つ事、またBの海東氏では、

(系図二十七)

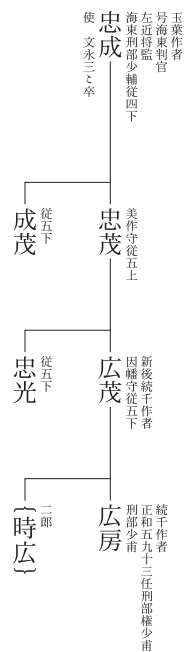


(纂甲本) (統天本「政茂」なし、統地本は広房以下なし)

(永正本) (天文本傍線「東海」・「従正」、また網掛なし)



(谷森本) (脇坂本・『毛利家系図』はあり)



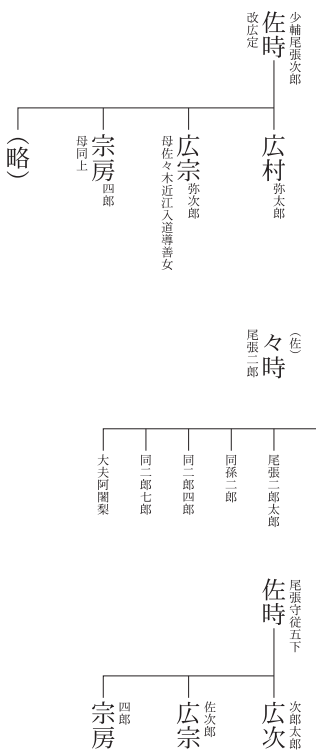
と、海東(中条)氏の歴史が異なる点でも分かる。

寒河江系本が纂甲本より出ている事は、Bの少輔氏で、

(系図二十八)

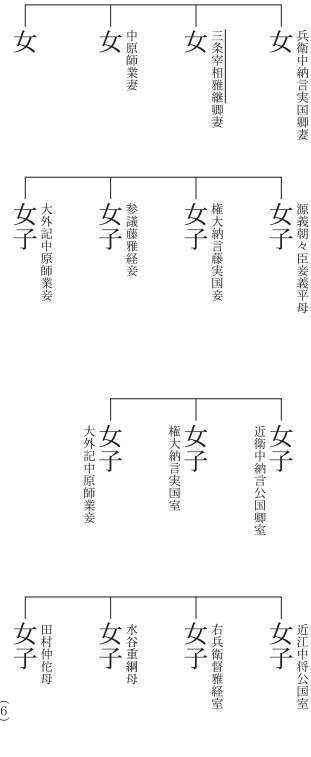
(纂甲本・統天本・統地本) (永正本)

(脇坂本)

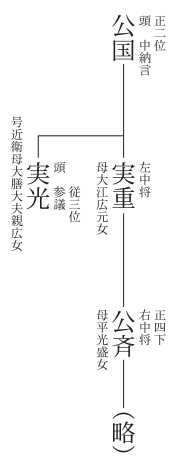


とあり、寒河江系本の佐時子が仮名である事からも分かる(佐時親子は谷森本に掲載されないが、脇坂本も脇書の違ひより纂甲本よりの増補とは見なされない)。逆に纂甲本が寒河江系本、或は寒河江系祖本を利用した可能性はあるだろうか。Bの広元女子を見るに、

（系図二十九）（天文本は傍線部「二条雅経」）  
（永正本）（谷森本・脇坂本）（纂甲本）



とあり、この中、中納言公国室となつた女子の存在は確認される。国立歴史民俗博物館蔵広橋本『尊卑分脈別本』（以下、広橋本）にも、



とあり、実光の母も広元である。

対して寒河江系本・谷森本・纂甲本に見える権大納言実国（一一四〇〜八三）室女子は古記録や他系図に見えない。藤原実国が寿永二年正月に、四十四歳で没したとある事からすると、当然平家没落以前の婚姻となるから、政略的な意図で下級官人の大江広元の躰になる事はない得ないのではないか。更に広元（一一四八〜一二二五）と実国が同年代であるから、晩年の実国が広元の初生の子を娶つたとすれば年

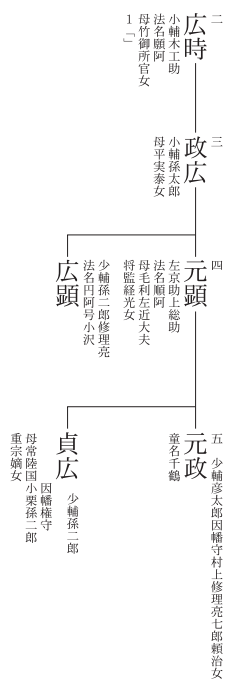
『門司氏系図』

代的には不可能ではないが、些か不自然である。これは寒河江系本が公国を実国と誤り、それを受け、官職を実国に合はせて、中納言を「権大納言」と訂正したのが谷森本系（脇坂本同）であると推定出来る。公国の通称が「近衛中納言」であつた事を見ると、永正本・天文本の「兵衛」や『門司氏系図』の「近江」は「近衛」の誤りと推定される。纂甲本は谷森本系統の系図より増補されてゐると思はれる。纂甲本の成立過程については不明点が多く、その成立については留保せざるを得ないが、寒河江系本が纂甲本に先立つと見るものである。

十一、寒河江系『大江氏系図』の史料的价值

寒河江系本が谷森本・脇坂本系に比して古態を保つ所の有る事は、次の系図の脇書からも指摘出来る。Cの広時以下で、

（系図三十）



（天文本は傍線がなく、1に「伯耆守時家嫡女」）とあり、脇書が詳しいが、元政の母を谷森本（・脇坂本）は「村上源頼清女」として異なる（寛永本は「頼淑」とする）。頼清と頼治が同

一人の可能性もあるが、本稿（上）でも利用した『古今血脈』を見るに、大江広貞の弟子として、

源頼治村上修理亮七郎  
上総国海保郡地頭

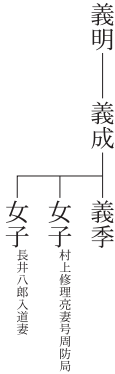
と、正に寒河江系本の該当人物が確認出来る。本稿（上）では不覚にも漏らしたが、既に井上宗雄氏が同書と冷泉家系『古今集注』の本奥書に、

以三代撰者秘註所相伝大江広貞也矣

永仁五年三月十五日 左近衛中将藤原朝臣為相



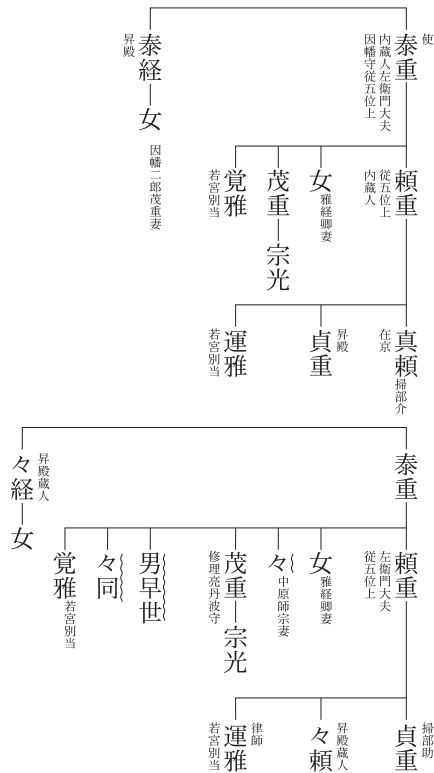
と、兵庫助大江広貞が見える事を指摘し、後者の奥書の年号、官位に不審のある事から、前者についても偽作の可能性を指摘するが、一方で何らかの根拠のあつた可能性にも留意する。広貞の実在は未確認であるが、続群書類従『大多和系図』に依れば、



とあり、頼治の父祖と推定される「村上修理亮」の存在も確認出来、村上修理亮七郎頼治の実在は認めて良いから、現在の所、永正本・天本文の記載が歴史的に正しく、頼治はその衍と見て良いだらう。また、

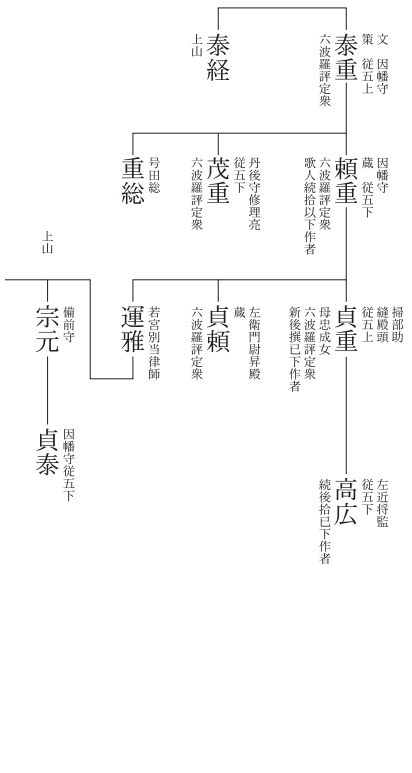
（系図三十一）

（永正本）



（天文本）

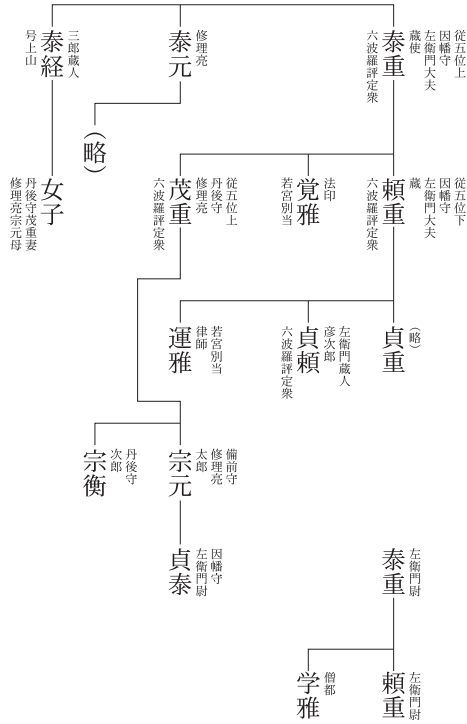
（脇坂本）



『毛利家系図』

因幡守  
宗衡

『門司氏系図』



として、寒河江系本及び『毛利家系図』は若宮別当覚雅を持ち、『門司氏系図』（学雅・仁和寺本同）、宗光を茂重子にするが、脇坂本・谷森本では覚雅を持たず、宗光を運雅子とするのが大きな相違点である（谷森本は茂重子孫なし）。覚雅は『醍醐寺文書』二九五「六条八幡宮別当職譲状並下文案」（大日本古文書）によれば、「季敵↓教敵↓実深↓覚雅↓運雅」と大江氏一族による同職の継承が確認出来、内閣文庫『血脉相承』にも、

覚雅法印 号運藏院 実深付法

俗姓大納言雅忠猶子、因幡前司大江頼重子

と、泰重・頼重と親子の相違があるものの長井一族である事が確認出

来る。また宗元が茂重子である事も泰経女子の脇書から認めて良いと思はれる（脇坂本が誤る前提に『毛利家系図』の如く運雅の下に宗元兄弟を置く形態があつたか）。また永正本には、長井出羽守頼茂の法名「聖願」が見えたが、古文書より確認出来た。

これからすると谷森本・脇坂本になく寒河江系本に見える脇書に、『毛利家系図』に一致する場合があります、それが歴史的に正しい例の有る事を指摘出来る。他にも、

（系図三十二）

（永正本）

長広 — 佐長 — 光佐

尾張 藤原 井上石見  
長広 — 佐長 — 光佐

尾張 藤原 井上石見  
長広 — 佐長 — 光佐

（天文本）

長広 — 佐長 — 光佐

尾張 藤原 井上石見  
長広 — 佐長 — 光佐

（脇坂本）（◇は谷森本）

長広 — 佐長 — 光佐

尾張 藤原 井上石見  
長広 — 佐長 — 光佐

とあるが、脇坂本を元にした国史大系本は、傍線が本来「井上」とあつたものを（寛永本同）、谷森本・類従本に従つて「上田」に訂正してあるが、寒河江系本に従へば、信濃源氏の井上氏の血を引くとの脇書があるから、井上住に無理がなく、訂正の必要はない。

大江広元についての寒河江本の脇書も他系図と異なる記事がある。脇坂本には詳細な広元の官歴が記され、平家都落の寿永二年以前の記

事は大旨『外記補任』と一致、それ以降も古記録と大旨一致するが、享年を八十三歳とする点、『吾妻鏡』嘉禄元年六月十日条や『関東評定伝』（群書類従）の七十八歳と異なつてゐた。何より脇坂本の問題は、

同四年正月廿七日任陸奥守、同日為大江元中原、於関東而頼朝兄弟之儀、号源、但広元一代也

とある記事である。広元の大江姓への改姓は確認出来るが、頼朝兄弟の儀と源姓を称した形跡は見当たらない。

対して寒河江系本には任官の日付はないが、官職は脇坂本と同じくほぼ妥当で、享年は「七十八」とし、頼朝兄弟・一代源姓の記事はない。また広元の出自について、脇坂系本が大江維光の子とする一方、中原広季子をも広元兄弟とする矛盾点については本稿（上）で説明したが、『門司氏系図』でも中原系図に接続しながら、一方で広元を「吏部維元猶子、改姓大江」と、矛盾する記事を持つてゐた。所が寒河江系本では（永正本を挙げる）、

抑広元ノ母八式部少輔維光之妻、懷妊之後離別之間、二条大博士中原広季嫁、故広元ハ広季力許ニテ誕生ス、年来広季為子、成人シテ関東下向之後、建久年中関東拳状給<sub>レ</sub>宣旨「改<sub>二</sub>大江<sub>一</sub>」ト云云とあり、実子・養子の関係は前述『吾妻鏡』の広元改姓奏状の

散位従四位上大江朝臣維光、依有父子之儀、已叶継嗣之理、従四位下行掃部頭中原朝臣広秀、雖蒙養育之恩、欲改姓氏之籍

とある記事に符合する。矛盾なく、史料にも合致する寒河江系本の記事を参照すべきであらう。寒河江系本の歴史的に正確な記事が、後補である可能性を完全に否定するものではないが、現在の所、古態を留めてゐる可能性が高いと見、新訂増補国史大系の脇坂本に史料として

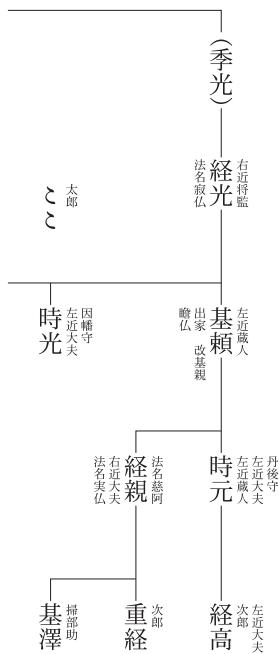
勝ると見るのである。

寒河江系本のCの寒河江一族記事は同一族関係者により作成されたと考へる事が可能であるが、C以外にも古態記事があるとすると、本来、大江氏系図はA・C同時に成立した事になるだらうか。次はC、或はB・Cを持たない大江氏系図と寒河江系本を比較しよう。

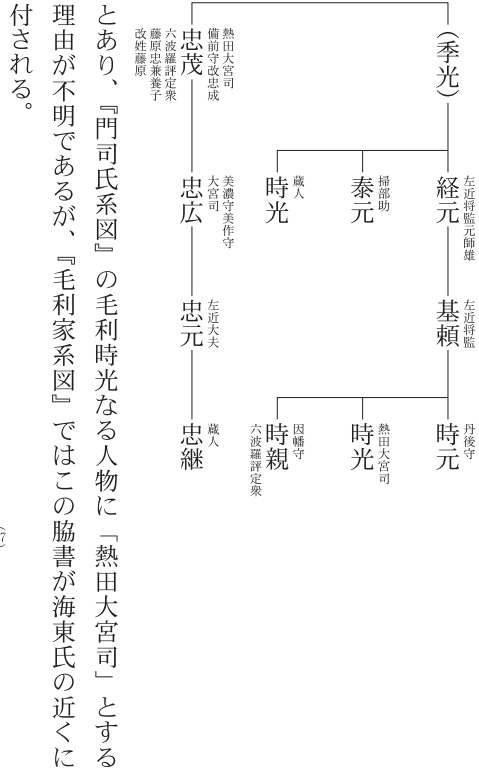
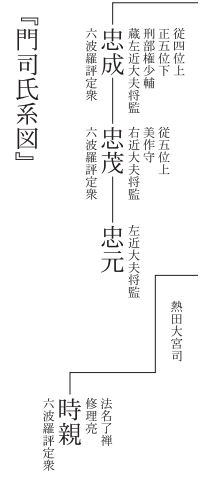
## 十二、『毛利家系図』と『門司氏系図』

その際、第一に比較に供すべきは一致記事のある『毛利家系図』であり、本稿（上）に於いて、それを遡る伝本が存在する事を指摘した。これは『毛利家系図』と近い関係にある『門司氏系図』との関係からも明らかになる。先にその中原氏の系図部の考察をした事があるが、永正七年の成立で、未知の中原氏系図を元にし、必ずしも正確でない記事の増補を成してゐるとした。

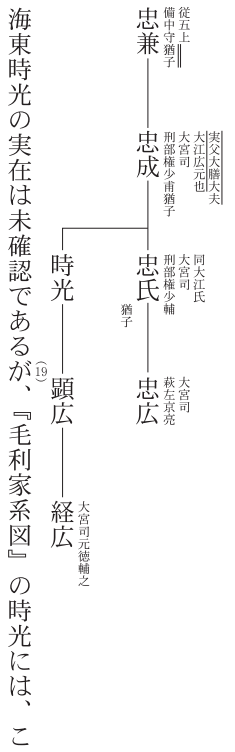
比較はB部に限定されるが、両系図の関係は次から明らかである。（系図三十三）（忠成庶子は略した）







とあり、『門司氏系図』の毛利時光なる人物に「熱田大宮司」とする理由が不明であるが、『毛利家系図』ではこの協書が海東氏の近くに付される。

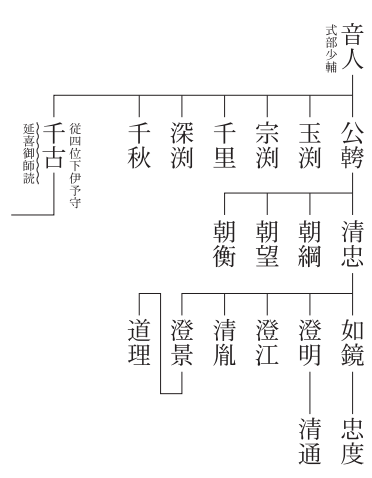


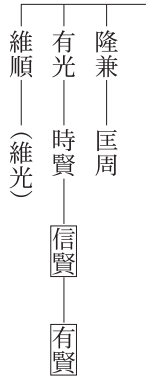
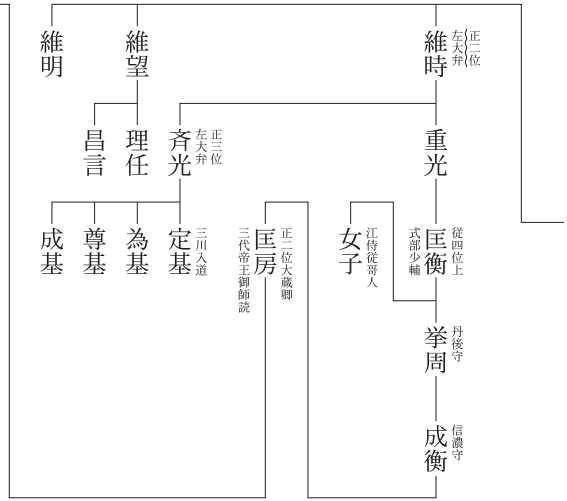
海東時光との混同が考へられ、『門司氏系図』が時光に「熱田大宮司」と協書するのは更にそれを崩したものであらう。また親広の子で寒河江系本・谷森本にない隆時（系図十二）、長井備前守冬時を持つ点からして、『門司氏系図』が『毛利家系図』かそれに近い本を利用したと見て良い。

一方で『毛利家系図』と『門司氏系図』では一致しない所も多く、『門司氏系図』は那波氏を二流別掲し、海東忠広に「美濃守美作守」の一字違ひの名国司を持つ点も、複数系図の合成であると考へられる。那波氏系図部が寒河江系本（・谷森系本・脇坂系本）と一致しない所を見るに、『門司氏系図』がそれら大江氏系図に基づいてゐると云ふ事は出来ない。『毛利家系図』・『門司氏系図』と寒河江系本が共通記事を持つのは、両本が祖本を共通する為ではないだらうか。

『毛利家系図』のA部が簡単である事は本稿（上）に述べたが、以下の通りである。

（系図三十四）  
『毛利家系図』





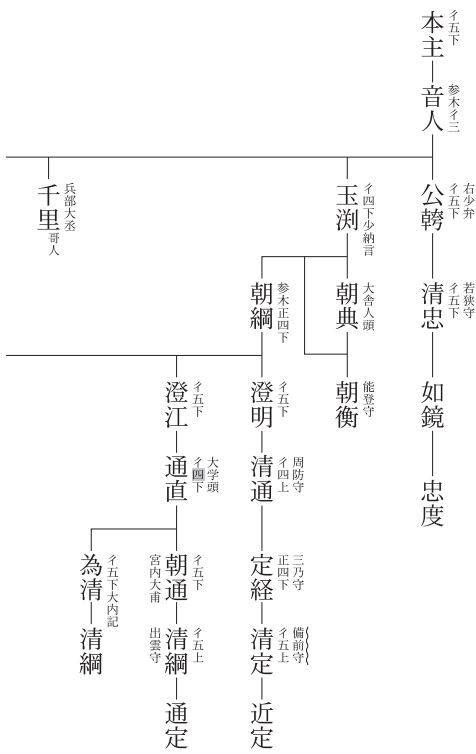
であるが、囲みの人物以外、全て寒河江系本に掲載される（谷森本・脇坂本は囲みの人物あり）。脇書には寒河江系本・谷森系本・脇坂系本に一致しないものがあるが（波線部）、概して後二者に一致する。

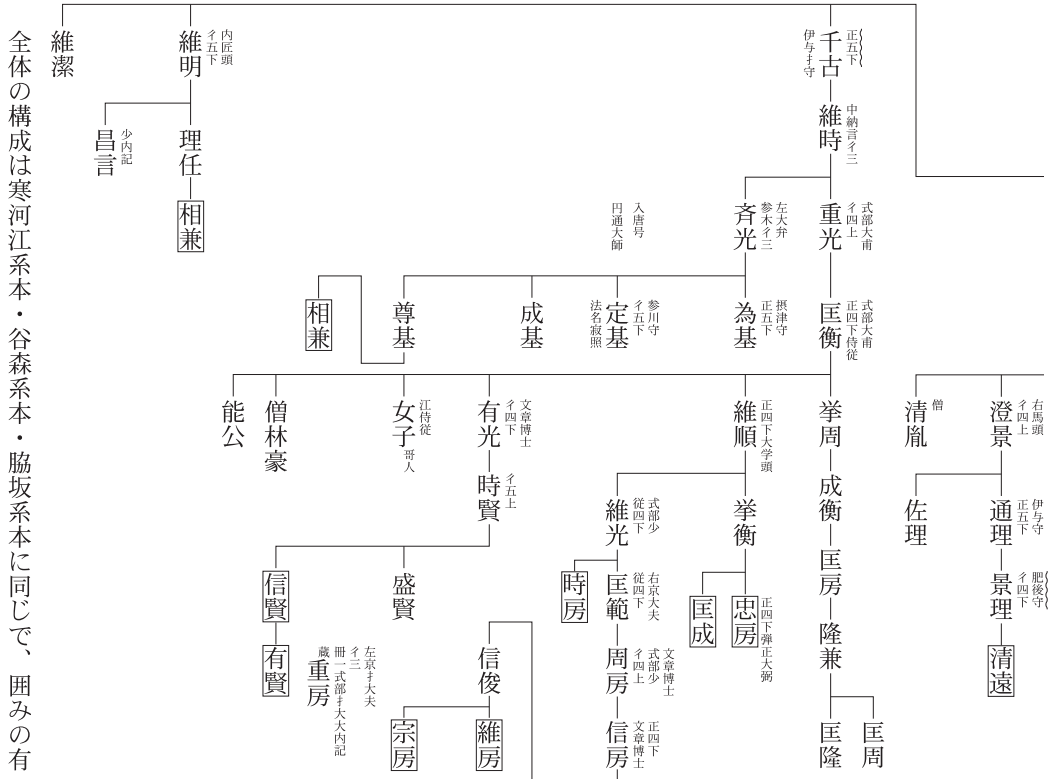
『毛利家系図』（『門司氏系図』）が寒河江系本に拠つてゐない事は先に指摘したから、この親近性を説明する為には、『毛利家系図』の如き簡略系図に増補したものが寒河江系本か、『毛利家系図』を遡る本（即ち『門司氏系図』の祖本）のA部が本来詳細であり、寒河江系本に近かつたとする想定する事になるのではないか。

目下、筆者が後者を想定するのは、『毛利家系図』・寒河江系本のA・Bに近似し、Cを持たない大江氏古系図が存在し、A部にB部、更にはC部が増補されて寒河江系本が成立したとの仮説が可能に思はれるからである。次にはA部のみ、またA部B部より成る大江氏系図の性格を検討する。

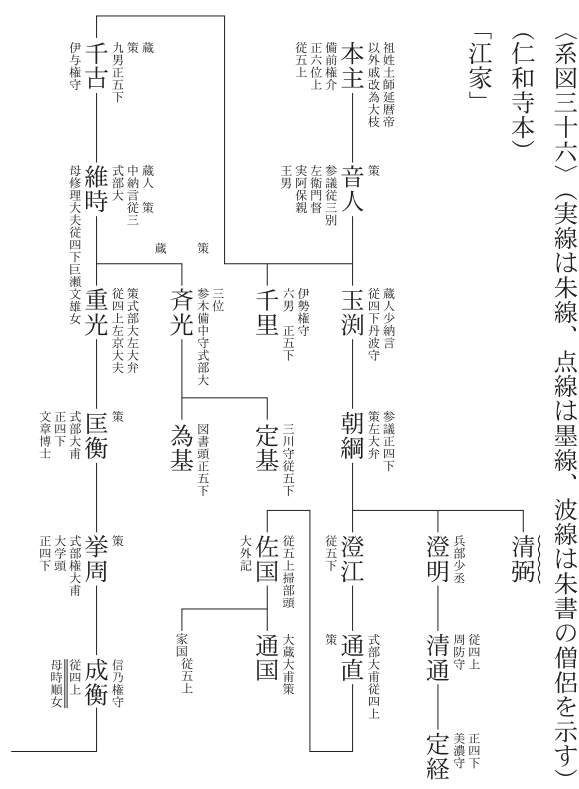
### 十三、東大史料編纂所蔵『古系図集』と仁和寺本『系図集』の大江氏系図

東大史料編纂所蔵『古系図集』は室町時代編纂の系図集であり、下限は室町後期であるが、「大江」は次の通りである。





全体の構成は寒河江系本・谷森系本・脇坂系本に同じで、囲みの有



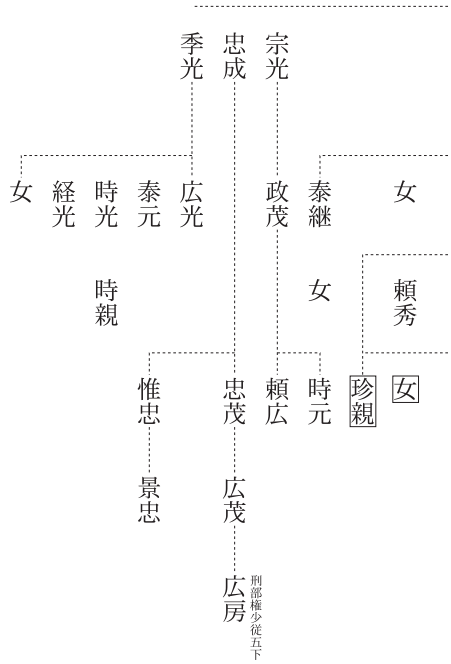
無からすると後二系に近い。網掛けは谷森本に一致、波線は寒河江系本・谷森本・脇坂本に見えない。これからすると谷森系本・脇坂系本の一本よりA部のみ抜粋したのが、『古系図集』本であると見る事は不可能ではない。

即ち『古系図集』よりは大江氏系図A部の単独成立を確認出来ない訳だが、対して南北頃成立の仁和寺本『系図集』の大江氏系図は興味深い構成を取る。二部構成で、最初の「江家」が本主より始まる堂上大江氏系図で、次に「大江」とあるが、こちらは言鑿より始まる中原氏の系図の中に、広元以下の大江氏系図を接続してゐるのである（壬生本・『門司氏系図』と異なる）。何れも南北朝時代までの人物が掲載される。

（系図三十六）（実線は朱線、点線は墨線、波線は朱書の僧侶を示す）

〔江家〕

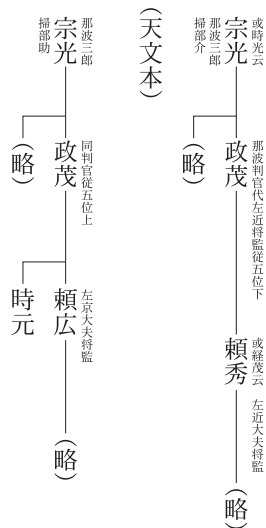




A部で囲みは寒河江系本になく、二重線部は他本に見えないが（纂甲本は周綱を持ち、成衡母を「母正四位下権守明順女」とする）、基本的構成は寒河江系本・谷森系本・脇坂系本に同じである。小書の部分が後の増補か不明。B部に相当する「大江」には脇書が殆どないが、系図の構成は寒河江系の天文本に一致する所がある。即ち（一）長井時広の女子、（二）泰秀の二女子、（三）時秀の三女子、（四）泰継の女子を持つのは天文本である（脇坂系本・谷森系本・『毛利家系図』は以上の女子なし）。永正本は（一）・（四）がなく、（三）では一女子のみである。ただ（五）泰重の女子を天文本では二名挙げるのに対し永正本が一名である点では、永正本に一致する事となる。

仁和寺本が永正本よりも天文本に一致点の多い事は、次の那波氏の歴代を比較しても分かる。<sup>(23)</sup>

（系図三十七）  
（永正本）



しかしこの仁和寺本「大江」部と寒河江系本に直接的関係の無い事は、仁和寺本の囲みの人物を寒河江系本（谷森系本・脇坂系本）が持たない事、反対に仁和寺本の波線の六郎を寒河江系本が「佐広<sup>少輔</sup>兼郎」として、実名を挙げる事から明らかである。特に仁和寺本の高元子の元綱の存在は、「無子息」と脇書にある寒河江系本と対立する事になる。

故にその成立は別となり、比較出来る資料がこれ以上無い為、仁和寺本と寒河江系本を遡るB部の系図（仁・寒祖本とする）が存在したと軽々に措定すべきではないが、少なくとも、A・Bを接続させてある寒河江系・谷森系・脇坂系本より、それを分離し、Bの脇書を省略し中原氏に接続させたと見る必要は無いであらう。また仁和寺本よりするとA部とB部は別個に成立し、次の段階でそれを合はせた系図が成立したと推定可能である。原『毛利家系図』や、C部を増補する以前の寒河江系祖本はそれより派生したか。

先に寒河江系本の堂上大江氏が鎌倉末期の重房迄で、永正本の脇書

では「現存」とある事から、寒河江系本B部が鎌倉時代末期の成立である可能性があったが、仁和寺本（及び『古系図集』）はそれ以降の堂上大江氏を掲載し、谷森本系・脇坂系本に同じであった。寒河江系本が古態であるとする、その拠つた大江氏系図のA部は、仁和寺本よりも以前の古態を留めてゐる本とする事になる。同時に谷森本は別に南北朝時代の堂上大江氏とA部の時賢子孫を、天文本に近い寒河江系本に増補した事になる。

或は先に寒河江系本にない谷森本A部記事の性格について留保したが、天文本に近いとした谷森本系祖本は、現存の寒河江系本よりも古態を留めてをり、寒河江系本が寧ろ南北朝時代の堂上大江氏とA部の時賢子孫等の囲み部分を脱落したとする説明も可能で、この場合、寒河江系本が基にした系図は仁和寺本に近い系図とならう。

寒河江系本以前の形態を明らかにする為には、目下、余りに比較出来る史料が少ないのであるが、A部とB部は南北朝時代に成立し、これが合体し、その合体系図の一本にC部を増補したのが寒河江系本であると推定するものである。

#### 十四、説話資料としての寒河江系『大江氏系図』—飛雁乱行—

他本に見えない寒河江系本の長文の脇書には、中世文学研究上無視出来ない説話が載る。大江匡房の脇書で、源義家が匡房より習つた兵法により、奥州の戦場で飛雁が列を乱した事から敵の伏兵を見破り、勝利すると云ふ説話である。

（永正本）

鎮守府將軍源義家兵法師、後五年合戦之時、義家自金沢城、栗野河城へ<sup>①</sup>有<sup>レ</sup>発向、或野ニテ飛雁<sup>②</sup>乱れ行ニ、是二將軍ノ言、師教、孤軍有在<sup>レ</sup>野時者、飛雁<sup>③</sup>乱れ云云、仍兵ヲ三手作、則時敵兵<sup>④</sup>云云（天文本①「発向之時」、②・③「行乱」、④「退落」）

但し厨河が戦場になつたのは前九年の役であるから、寒河江系本には両役の混同がある。

この説話を詳しく載せる古い文献が、『古今著聞集』と『後三年合戦絵詞』で、大江匡房への師事が記されるが、前二者では共に金沢城攻略の時として細部が異なり、兵書『孫子』「行軍篇」よりの引用と思しき格言も一致しない。<sup>24)</sup>

『古今著聞集』卷九「武勇」（新潮日本古典集成）

永保の合戦の時、金沢の城を攻めけるに、一行の鷹飛びさりて、刈田の面におりんとしけるが、俄かにおどろきて、つらを見だして飛び降りけるを、將軍あやしみて、くつばみをおさへて、先年江帥の教へ給へる事あり、それ軍、野に伏す時は、飛鷹つらをやぶる、この野にかならず敵伏したるべし、からめ手をまはずべきよし、下知せらるれば、手をわかつて三方をまく時、あのごとく三百余騎をかくし置きたりけり、両陣みだれあひてたたかふ事限りなし、されどもかねてさとりぬる事なれば、將軍のいくさ勝に乗りて、武衡等がいくさ破れにけり、江帥の一言なからましかば、あぶなからまし、とぞいはれける（三三七「源義家、大江匡房に兵法を学ぶ事」）

『後三年合戦絵詞』上（中央公論社『日本の絵巻』十四）

將軍のいくさすてに金沢の柵にいたりつきぬ、雲霞のことくして

野山をかくせり、一行の斜雁の雲上をわたるあり、雁陣たちまぢにやふれて四方にちりてとふ、將軍はるかにこれを見て、あやしみおとろきて、兵をして野辺をふましむ、あむのこことく叢の中より三十余騎の兵を尋えたり、これ武衡かくしをけるなり（中略）義家の朝臣、先年、宇治殿へ参して、貞任をせめし事なと申けるを、江帥匡房卿たちきゝて、器量ハよき武士の、合戦の道をしらぬよと、独こち給けるを

とあり、匡房に師事したと続く。さうして、

（中略）義家はわれ文のみちをうかゝハすは、こゝにて武衡かためにやふれなましとそいひける、兵野に伏とときに、雁つらをやふるといふこと侍とや

とあるが、寒河江系本がこの二文献より引用したと見る必要はない。

この説話は室町時代以降も伝承されてゐるからである。天正本『狂言集』「鷹かりかね」に、

さても八幡大郎よし家、あへのさたたふ・むねたふついはつの御ために、あふ州へ御下向まします、ある野原に御ちんをとりたまふ、しかる所に、鷹一つらとひ来る、つわ物野にふせは帰鷹つらをやみたすらん<sup>26</sup>

と同様の前九年役との混同がある。虎明本では波線が「むさし野」とあるが、これは能の廃曲『帰雁』でも同じで、「東夷ついたう」の爲、八幡に詣でた義家が神託で、文道学習を勧め、実行後に下向、武蔵野で「本文にいはく、兵やにふす時ハ、帰鷹つらをみたすなり」として伏兵を発見、退治するとある。

文明十二年（一四八〇）成立の『筆結物語』引用の故事中に、頼義

が貞任宗任退治の爲、下向中、美濃で八幡菩薩の諭しを承けたとして、

美濃より打歸、学文をし給ふに、敵軍伏野雁乱行、半月遷<sup>ツハリカト</sup>

水ニ魚疑<sup>ツハリカト</sup>釣と云事を得給ひ、又打立て下られるに、貞任射

兵を野原にふせおきて、ゆるく、とをり給はん大将を一矢に射

て落すへしとそ下知しける、それをはしらす、彼原にうちのそみ

給ふおりふし、雲路の鷹、つらをみたりて飛ければ、將軍の玉ふ、

（中略）此原に野ふしをおきて、まうけんかこことく、頼義を射こ

ろさんとするやらん、飛鷹つらをみたりとて、其野をからせ

給へは、案のこことくおほくの射兵をかくし置侍り、是をおひちら

し<sup>27</sup>して其難をのかれ給へり、文武八車の両輪なり、かけては叶候ま

とあり、大きく設定が異なり、これも前九年の役となる。以上の二書

では大江匡房への師事について触れられないが、四天王寺本『聖徳太子伝記』巻八、十六歳条に詳細な記事がある。

八幡太郎義家ハ、武衡追討ノ勅命ヲ蒙テ、奥州ニ下向セントス、

彼者、強敵ナリ、我レ命ヲ全シ、帰洛之事モ不定ナリト思ヒ、今

一度鳳闕ニ参内申、竜顔ヲ奉レ拜シト思テ参内ス、折節、節会ヲ

行ヒ給フ、透鳥帽子ニハチマキシテ、脇楯計ニテ御前近ク畏テ、

御暇コヒ申タル躰ヒ、武器ヲ帯セル勢ヒ、絵ニ書トモ筆モ不レ及

ハト、郷相雲客ハ褒美シ給テ、是ヲコソ甲ノ者トハ可レ云フナリト、

取々ニ被レ奏セタリ、其之中ニ江ノ輔之卿、是ヲ聞テ、爪ハシキシ

テ咲ハレタリ、是ハ強チニ甲ノ者トハ不レ可レ云フ、喩ハ俊者歟、

英者歟、武ニハ達スト云トモ、文ハ闕タリ、謗咲タリト云々、

其後義家ハ御前ヲ罷立ケリ、郎等、此事ヲ聞テ、道ニテ義家ニ語

リケル、吾君之事ヲ江ノ輔之郷之散々ニ謗給ヒシ事、無念之至極ニテ候シト云々、義家はヲ聞テ、何ト謗リ給ヒケルソト問フ、如此之ト語りケリ、義家打案シテ、恥シ恥シ、幾千万之人ニ被レ咲ハタランヨリモ、江ノ輔之郷一人之誉ヲ受テコソ、身ノ面目ニテ可有物ヲ、是ハ我ニ文之闕タルヲノ給ナリト、奥州下向之事ヲ先ツ今年ハ思ヒ留テ、江ノ輔之宿所ハ密力ニ通ヒ、三百卷之読書ヲ習ヒ、次ノ年秋之比、奥州ニコソ被レ下ケルカ、或野ニ行暮テ里有方ヲ尋ツ、留ルヘキカト被レ案キ、イサ左ラ八月面白キ夜ニ通テ、今夜此野ヲ過キントテ、馬ノ轡ヲ打並、同鼻ニソ打行ケル、野ハ已ニ中半ニ成シ大空ニ、一連通ル鷹カネノ巾ヲ成シテ飛ケルカ、俄ニ行ヲ乱シツ、右方左方ヘ飛去ヌ、義家はノ鷹金ヲ見付ツ、馬之手繩ヲ引ヘテ、不思議ヤナ、今之鷹金、野中行ヲ乱シテ飛別タリ、暫ク殿原、誤チスナ、文選ト云文ニ、勇士野ニ臥ス時者群鷹乱行ト云事アリ、定メテ此之野ニ兵之籠リタルト覚ルナリ、可レ懸ツヲハ懸ケ、可レ引ク所ヲ引コソ、勇士之習ナリト引返テ、其之夜ハ野ヲハ不行カト文、如レ案之、其遍之悪党等力四五百人集云テ、小花菟萱之中ニ隠レ居テ、具足奪取テ、酒手ニセント待居タリト云々、サテコソ鷹金ハ行ヲ乱シケル、江ノ輔之郷ニ咲ハレテ、学問シタリシ故ニ、其之野之難ヲ通レタリト云々(『中世聖徳太子伝集成』四)

更に注目すべきは系図の大江定基伝である。定基の発心由来と入唐後の奇特は、往生説話として、異同を生じながら展開して行つた事が平安時代後期以降の説話集より確認出来た。近年は室町時代にも依然、説話が成長してゐたことが唱導資料(『金玉要集』卷三「悲母事」・『往因類聚抄』)より指摘される。天正十八年(一五九〇)成立の牛秀『説法色葉集』にも簡単な記述があるが(『説法色葉集 大昌寺編』三二六頁)、寒河江系本所収の定基伝は興味深い展開を見せる。(永正本)

抑此定基朝臣遁世根本者、三州国司之時、彼国中ニ赤坂ト云有宿、力寿ト云遊女、念栖、<sup>②</sup>將ト京ヘ具足シテ上畢、然定基本妻、依呪咀、<sup>③</sup>彼女死去、爰定基別ヲ悲テ無葬<sup>④</sup>、<sup>d</sup>経七々日、替行<sup>⑤</sup>姿ヲ西寺ニ留、此思ニヨリ、終ニ出家渡唐之時、從老母留申臬返事

ト、マラント、マラシ共オモホヘスイツクモ終ノ栖ナラネハ<sup>⑥</sup>如本意、終渡唐、彼国ニテハ円通大師云云、<sup>f</sup>生身文殊ヲ奉拜、<sup>g</sup>臨終如意、聖衆来迎、得和漢之<sup>⑦</sup>詞、吟云、<sup>h</sup>笙歌遙聞孤雲上、聖衆来迎落日前

雲のうへニはるかニかくのこゑすなり人やきくらんひかミ、かそも

<sup>⑧</sup>彼定基者、花山院之時、寛和二丙戌六月日出家、長保五八廿五入唐(天文本①・⑧ナシ、②「他国之後」、③「力寿」、④ナシ、

## 十五、説話資料としての寒河江系『大江氏系図』——大江定基伝——



⑤「兒」、⑥「則」、⑦「詩」

諸資料の異同が大きいのは定基の出家の原因となつた女性の素性とその死の経緯で、寒河江系本は『源平盛衰記』巻七「近江石塔寺」・『三国伝記』巻十一「三河入道寂照事」と同じく赤坂の遊女力寿とするが、本妻の呪詛を死因とする点、独自である。これは『今昔物語集』巻十九ノ二「三河守定基出家語」・『今鏡』巻九「むかしがたり」・『発心集』二の四「三河聖人寂照入唐往生の事」に、本妻が出家上洛し、乞食した寂照を目の前にして意趣を晴らしたと発言する件りがあるから、この本妻との葛藤を敷衍したと見て良い。

次に寒河江系本は、gの歌を老母への返事とするが、『宝物集』（九冊本・吉川本）を見るに、これは当時の人とおるだけである。しかし先の室町時代の唱導資料を見るに、

體テ寂照法師思事ハ、日本テ小国ナレハ、仏道修行ヲロソカナルヘシト  
思テ、入唐スヘシト心出来セリ、依之老母処ヘ行テ、イトマヲ乞リ、  
老母更々不可叶申ケリ、其時、親子、互ニ経論ノ本説ヲ以テ問答スルニ、  
老母負テユルシケリ云々、又或人、寂照法師ヲ留ルニ、其返事歌云ク、  
ト、マラント、マラシトモ云カタシ、何クモイツノ住家ナラネハ

文（『往因類聚抄』）  
と、母との論争を構へ、『金玉要集』はこれを「悲母」の例話として挙げる様に、

其後、入唐ノ志アリテ、母ニ暇ヲ乞ヒケリ、過去遠々ノ昔ヨリ、為恩愛  
ノ被繫カ、于今ニ生死ニ輪廻スル事也、奇恩入無為、真実報恩者申  
ハ、如来誠言也、然ハ為求法ノ大唐ニ渡ト思申ケレハ、母モ名残ハサ  
ル事ナレ共、理ニ負テ留ルニ不及一、（中略）此上人ハ、円融院ノ御時、

藏人也、父者、参議正三位式部ナリミツ大輔齊光卿、母ハ大隅守忠信ノ女

ナリ、入唐ハ生年三十四才、執心ハナケレ共、己カ妻遺骨ヲ取テ、己ニ  
船ニ乗ケル時、泣々書テ送ケル母ノ消息トハカリヲハ隨身シタリケル  
ヲ、唐ハ己ニ付トシケル時、妻妾ノ骨ヲハ、思切テ海中ヘ投入ケレトモ、  
母之文ヲハ最後ニ至マテ身ヲ不放持之一、常ニ取出シテ涙ヲ流シケリ③④

として論争の内容に加へ、妻の遺骨よりも母の文への執心を重点に置く。これは鎌倉時代以前の説話集に見えない特徴であるが、寒河江系本gも悲母恩愛への傾斜を示すと思はれる。

更に注目すべきはd以下である。

而ルニ女遂ニ病重ク成テ死ス、其後、定基悲ヒ心ニ不堪シテ、久ク葬送スル事  
无クシテ、抱テ臥タリケルニ、日来ラ経ルニ、口ヲ吸ケルニ、女ノ口ヨリ奇異キ臭モ香ク  
出来タリケルニ、踈ム心出来テ、泣々ク葬シケリ、其語定基、世ハ踈キ物也ケリト  
思ヒ取テ、忽ニ道心ヲ発シケリ（『今昔』）

とある様に、死体の腐敗が愛着の虚しさを悟らせる契機となつたとし、をむなみまかりにければ、かなしみのあまりに、とりすつる事もせで、なりまかりけるさまをみて心をくして、やがてかしらををろして（『今鏡』）

にも、遺体の変貌を窺はせる表現がある。『続本朝往生伝』「大江定基」には、

其後於任国、所愛之妻逝去、爰不堪恋慕、早不葬斂、觀彼九想、  
深起道心、遂以出家法名寂照（真福寺善本叢刊『往生伝集』）

と、その経過を九想と表現してゐるが、『今昔』・『今鏡』では、九想に示される各段階、或は最終段階まで、遺体を留めてゐたか不明である。『三国伝記』に依れば、

彼女息絶眼閉ヌレハ、双レ枕ヲ面影モ同レ、セキ席ヲ移香替リ終ヌレ共、色貪  
ノ愛執不レシテ尽、七日ヲ満シテ野外ニ送ル

とあり、七日の後、遺体と別れたと解されるが、一方では、

後レニ最愛ノ妻子ニ、眼前ニ修シニ九想観ヲ、ハテ発ニ厭離之心ヲ、入テニ道  
心ノ門ニ（『金玉要集』）

と、九想観を修したと表現され、

或時、女性、病死シテ死ヌ、貞本、不使申スニ不及、余リノ思モ、野辺ニ  
不送、我家ニ七日斗リ置テ、其後、野辺ニ送リ焼失ヘキ事ヲ歎テ、只、辺  
ノ傍ニ居テ、犬野干ノ引散ヲ見テ、念仏セリ、依之、犬共多来テ、手足ヲ  
散々ニ引横タケルニ、（中略）其後、女性、既ニ白骨ト成レハ、野辺ヲ  
去リヌ云々（『往因類聚抄』）

とある様に、野辺送り後も白骨に成る迄、相当の日数、遺体の変化を  
観じたとし、修法としての九想観、白骨観との近似を示す様になる。

寒河江系本では七々日を経たとし、その姿を醍醐寺に留めたとある  
が、これは醍醐寺閻魔堂の外壁に描かれてゐた九相図を指し、その縁  
起を語つてゐる事になる。竹居明男氏や阿部美香氏（31）が紹介する「瑛魔  
王堂勸進帳」（曆応三年〔一三四〇〕八月）に、

長安城南、醍醐寺中、祐一堂之基、現六道之粧、以瑛魔王為練  
若本尊、泰山府君、司命、司禄、五道大神、冥官冥衆等、模生身、  
各並尊像、訪八大奈落之圍圍、烈九相図（32）絵於粉壁

とあり、少なくとも、南北朝時代には同寺の閻魔堂に九相図の存在が確  
認されるとある。現在紹介される絵画資料の九相図には、定基との関  
連が見えないが、寒河江系本はこの九相図と定基愛妾相が結合した  
例であり、大江定基発心説話の終着点の如き様相を示すのである。此

細ではあるが系図の記事が室町時代の説話研究に資する例である。

〔注〕

- （1）忠房は『顕広王記』承安四年六月十五日条裏書に「是人惟順孫」  
と見える。同記は高橋昌明・樋口健太郎氏「国立歴史民俗博物館所蔵  
『顕広王記』承安四年・安元二年・安元三年・治承二年卷」（『国立歴  
史民俗博物館研究報告』一五三、平成二十一年十二月）の翻刻による。
- （2）『公卿補任』正応五年大江重房条。
- （3）Bの重祐協書は永正本、天文本系の白岩系図・宝蔵院本が持ち、  
谷森本に近いのは天文本系である。

〈系図三十八〉  
〈谷森本〉（永正本）  
〈白岩系図〉

法道若宮別当  
重祐（33）  
（元禄四年甲子十二月六日酉晩八十二才往生）  
重祐（34）  
（若宮別当法眼）  
（二位法眼若宮大夫僧正澄季弟子）  
重祐（35）  
（隆淨僧正弟子）

（4）中原頼成は『勅撰作者部類』に「五位淡路守」とあり、纂甲本・  
続地本に一致。

（5）『勅撰作者部類』には、

「中余因幡守  
大江広茂 忠成朝臣」とあり、また、  
「中余刑部権少  
大江広房 因幡守広茂」とある。

（6）『田中本古文書』「六条八幡宮別当補任次第」（国立歴史民俗博  
物館の電子公開による）に「権僧正 宗深（36） 母広元息女 公国卿子」

とある記事（福田豊彦氏『中世成立期の軍制と内乱』Ⅱ三「六条八幡宮造管注文」と鎌倉幕府の御家人制」、平成七年六月、初出同五年に指摘）。この実深が中納言公国子である事は仁和寺本『系図集』や、醍醐寺本『伝法灌頂師資相承血脈』にも見える（築島裕氏「醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』」（醍醐寺文化財研究所『研究紀要』一、昭和五十三年））。

(7) 『公卿補任』延応元年実光条。

(8) 『公卿補任』寿永二年実国条。

(9) 『明月記』承元元年六月二十二日条（冷泉家時雨亭叢書）・『仙洞御移徙部類記』所引『資実卿記』建永二年十一月二日条、『同』所引『頼資卿記』承元三年七月四日条（凶書寮叢刊による）。

(10) 書陵部蔵『古今集註』五冊（電子公開）による。返点、読仮名は略。

(11) 『中世歌壇史の研究 南北朝期』七十七頁。

(12) また（系図三十）貞広協書の「小栗孫次郎左衛門尉重宗」は『常陸大掾系図』（統群書類従）に見える。「小栗孫次郎左衛門尉重宗」である。

(13) ◇は『醍醐報恩院血脈』（統群書類従）より訂正。同書及び『醍醐寺文書』二五五「太上官牒等案」には俗姓の記述なし。

(14) 本稿（上）注（19）参照。

(15) 『吾妻鏡』建保四年四月七日条・閏六月十四日条。

(16) 「関東中原氏家伝と系図の展開について」（『米沢国語国文』三十六、平成二十年三月）

(17) 『園太暦』貞和二年十二月十一日条に「忠広祖父忠成、雖江家異姓、為忠兼猶子」とあり、仁和寺本『系図集』「熱田大宮司」に忠

兼子として「忠成―忠茂」の系統が吊られ、脇書に「忠成承久兵乱之時雖押入、日本所被仰関東、退出了」とある。

(18) 書陵部蔵の万里小路惟房写『藤原氏系図』（柳六一二）には傍線部・二重線部なし（紙焼写真）。国会図書館蔵『尊卑分脈』も二重線部なし（電子公開）。

(19) 熱田大宮司の忠広は『醍醐寺文書』三三一五「熱田大宮司非法事書案」（文和二年七月）・三三一六「熱田大宮司非法文書案」（同）・三三一七「足利義詮御判御教書案」（同八月）に見える。

(20) 猶、長井上山泰経の「建長八五八於菊川討死」は『福原家譜』に見える。

(21) 以下、『古系図集』とする。書陵部蔵『源氏諸流系図』もほぼ同じで（系線を欠く所がある）、点線がない。

(22) 纂丙本と一致した。纂丙本は仁和寺本を写したものであらう。

(23) 永正本の経茂は『門司氏系図』では政茂―頼広―経茂とある。

(24) この格言は他に延慶本『平家』五本に「敵軍野<sup>ニ</sup>臥<sup>ス</sup>時<sup>ハ</sup>飛鳥行<sup>ラ</sup>乱」、長門本『平家』卷十六に「野に人臥す時は飛雁行を乱る」、金刀比羅本『平治』下「悪源太誅せらる事」（延慶本に近い）に見える。

(25) 内山弘氏『天正狂言本 本文・総索引・研究』に依る。和泉流『狂言六義』『鷹雁金』『拔書』（天理図書館善本叢書）もほぼ同じだが傍線が「あづまの旅」、大蔵虎明本は「東」（『大蔵家伝之書 古本能狂言』一）。

(26) 『版本番外謡曲集』二所収による。

(27) 沢井耐三氏『室町物語と古俳諧 室町の「知」の行方』の翻刻による。

(28) 前者は『磯馴帖 村雨篇』の翻刻、後者は真福寺善本叢刊『法華経古注釈集』の影印による。

(29) 『源平盛衰記』は勉誠社の慶長古活字本の影印、『三国伝記』は古典資料の影印、『今昔物語集』は日本古典文学大系の翻刻、『今鏡』は新訂増補国史大系、『発心集』は新潮日本古典集成、『宝物集』は古典文庫の翻刻による。歎喜寺蔵『西行の物かたり』には「あかさかのゆふくん」とだけある(『室町時代物語大成』五。元和四年写本〔文明社刊『西行全集』〕も、定基の人名を誤るがほぼ同)。

(30) 母の出自が寒河江系本・続天本と同じ。

(31) 「醍醐寺焰魔堂とその周辺―宣陽門院・九相図壁画・宗達」(『仏教芸術』一三四、昭和五十六年一月)

(32) 「醍醐寺焰魔堂史料三題」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇九、平成十六年三月)。次の「勧進帳」は本論文の翻刻による。

(33) 山本聡美・西山美香氏編『九相図資料集成 死体の美術と文学』所収の各伝本。

(追記) 本稿で間に合はなかつた大江氏系図伝本の整理は別に行ひたい。